

宜野湾市宿泊業等支援
～宜野湾市を笑顔に～
ぎのわんスマイルクーポン事業概要

1.目的

新型肺炎コロナウイルス感染拡大に伴い発令された「緊急事態宣言」による渡航自粛要請を受け、観光客の減少、営業の自粛等を余儀なくされ、過去に例を見ないほどの打撃を受けた市内宿泊業者を支援する取り組みとして市内の様々な店舗(業種)で利用できる【ぎのわんスマイルクーポン券】(以下、クーポン)を発行し、市内宿泊施設へ配布する。宿泊施設事業者は施設誘客のアイテムとして活用し、利用者の施設の購買意欲を向上させる。また市内の様々な店舗で消費を拡大させることで市内事業者全体の活性化を目指すことを目的とします。

2.対象事業者

- (1) 宿泊業(宿泊料金の支払いは不可、飲食他、物販の支払いのみ利用可。)
※クーポン券の配布は市内宿泊業73事業者、975室を対象とする。
※沖縄県保健所に登録されている(令和2年3月31日現在)客室数を記載してください。
- (2) 飲食店事業者(食品衛生法に基づく営業許可を受けている者、一部業種を除く)
- (3) 小売業(スーパー・ドラッグストア・ホームセンター・小規模小売店・その他物販店舗)
- (4) 娯楽施設等・レンタルショップ・レンタカー業者等
- (5) 宜野湾市または一般社団法人宜野湾市観光振興協会が認める観光関連事業者。

3.要件

- (1) コロナウイルス感染症の拡大により、売上げに影響を受けている市内宿泊事業者で、今後も事業を継続する意思がある者。
- (2) 本事業に賛同し、クーポン券取扱い店として協力できる市内で事業を営む者。
- (3) 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員のいずれかに該当しない者。

4.利用概要

- (1) (一社)宜野湾市観光振興協会が発行するクーポンを市内宿泊業73事業者の総部室数975室(沖縄県保健所登録室数:令和2年6月末日現在)1室につき9枚(9,000円分)を当該の宿泊業者に配布し、宿泊業者は宿泊客へクーポンを1回につき3枚(3,000円分)進呈する。
※クーポン券がなくなり次第終了。
※配布対象枚数は宿泊数、人数に関係なく室数に対して初日の1回、3枚限りとする。
※利用者は同じ宿泊施設であっても宿泊予約(チェックイン)毎に当クーポンを受け取る事が出来る。

- (2) クーポンは対象の宿泊施設内での飲食料金や物販購入料金等の支払いに利用できる他、市内の本事業参加事業者(当会 HP 掲載・店頭ポスター掲示)で利用できる。

※ 宿泊料金の支払いには利用できません。

※ 現金への換金はできません、またつり銭は発生しません。



- (3) 回収したクーポンは(一社)宜野湾市観光振興協会です換金できる。

※事前に換金申込用紙(当会 HP よりダウンロードもしくは当会・市観光係にて受取)を送付する
事が必要。

換金方法

換金する事業者は換金申込用紙に必要な事項を記入し、当会へ FAX、メールもしくは郵送にて
申し込む。

※振り込みを希望される事業者、及び事前に利用済みクーポン券(半券が切り離されたもの)を
郵送する事業者は書留に利用済みクーポン券と換金申込用紙を同封の上、送付してください。

振り込みの場合:当会は申込を受け付けた日から3日以内に事業者へ当該の金額を振り込む。

(振込手数料は事業者負担となります)

当会へ直接受け取りに来る場合は申込を受け付けた日から3日後に当該の金額を支払う。

※受け取りに来る際は当日に当会へご連絡をお願いします。

※郵送での申し込みの場合、申込用紙が当会へ到着した日を受け付けた日とします。

※いずれの場合も土日祝祭日(当会休業日)を挟む場合は休業明けの日からそれぞれ3日以内、
もしくは3日後とする。

- (4) クーポンの利用期限は令和 2 年 7 月 20 日~令和 2 年 12 月 31 日

クーポンの換金期限令和3年1月29日15時迄とする。

5. 運用方法

クーポン事業参加事業者は利用者が料金の支払いに利用した
クーポン券の半券(クーポン券表面右側)を利用者へ渡し、本券
(クーポン券表面左側)を保管する。

※換金の際、本券がない場合は換金できません。



6. 対象外事業

下記(1)~(7)の条件に該当する者は当事業に参加できません。

(1) 通信販売・ネット等の無店舗販売。

(2) 公共料金、資格取得、趣味講座等の料金の支払い。

- (3) 公共交通機関(バス・タクシー等)、及び運転代行業の料金の支払い。
- (4) 風俗営業法のうち、遊技場営業4号営業(パチンコ店・マージャン店)を行う者。
- (5) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- (6) 反社会的勢力、またはそれに属する者に利益を与える事業者及び事業、又は行為等。
- (7) 上記にあげる(1)～(6)以外において、社会通念上、もしくはその性質上、宜野湾市及び(一社)宜野湾市観光振興協会が当事業にそぐわないと認められる事業。

※当事業に参加が認められた後でも、上記の条件に該当することが判明した場合、参加店舗登録を取消す場合があります。

7. 提出書類(宿泊業者を含む市内事業者)

- (1) クーポン券取扱い契約・事業参加申込書(別紙)
- (2) 営業許可証の写し 1通
(営業許可証を必要としない業態については営業の実態が証明できる資料)
- (3) (法人の場合)登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の写し 1通

※(1)と併せて(2)、(3)いずれか1点(計2点)の提出をお願いいたします。

※(2)、(3)いずれも準備できない場合は現地調査にて確認可。

8. 提出期限

令和2年7月10日～ 令和2年9月9日18時必着

※期限までにクーポン券がすべて利用された場合、その限りではございません。

(宿泊業者を除く市内事業者)

※事業所(店舗)の広告掲載は受付順となります。

9. 提出先・お問い合わせ

〒901-2223 宜野湾市大山7-10-27(宜野湾マリン支援センター1階)

(一社)宜野湾市観光振興協会 FAX:098-897-0769 TEL:098-897-2764

Mail:kankou-gta@otc.ne.jp 担当者:高江洲義之

※詳細につきましては(一社)宜野湾市観光振興協会ホームページをご確認ください。

<https://ginowan.info/>

